

第17回計画部会における委員からの主なご意見

・アクションプラン令和元年改定版たたき台等について

No.	ご意見	担当省庁	省庁からの回答/APへの改訂反映
1	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して、海外事例も踏まえた中で検討を進めることを改定のポイントにも追記すること。	内閣府	ご指摘を踏まえ、アクションプラン改定のポイントに追記。(資料②-2参照)
2	アクションプランの導入部に前半期レビューについて言及をして欲しい。	内閣府	ご指摘を踏まえ、アクションプランの1. を修正。(資料②-3 P1参照)
3	公共下水道と集落排水、浄化槽3つを人口密度等ですみ分けていく政策に変わっているが、集落排水のみ補助金の要件化がされていない。農水省にお願いして欲しい。	農水省	ご指摘を踏まえ、アクションプランの3. (1) ⑦を追記。(資料②-3 P9参照)
4	道路分野について、検討のまま変わっていないので野心的な案を織り込んで欲しい。	国交省	ご指摘を踏まえ、アクションプランの3. (7) ④を修正。(資料②-3 P19参照)
5	道路等に関する包括委託や複数年契約についても取組を記載して欲しい。	内閣府/ 国交省	
6	直近において、築年数が若い校舎での廃校事例が見受けられる。 校舎の十数年の利用の場合等には、リース手法も選択しやすいように補助金のイコールフットイングをしてほしい。	文科省	公立学校施設整備への国庫負担・補助は、財政法第4条に基づき、建設国債を原資としており、資産形成に資するもの以外は対象外。 また、地方公共団体において新たに整備した学校が10年程度で廃校となる事例はあまりないと認識している。 一方で、地方公共団体において効率的な学校施設の整備及び管理が行われるよう、地方公共団体は、将来の児童生徒数の動向や地域の状況を見極めつつ、長期的な観点から学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされていることから、適切に個別施設計画などを策定し、建設後数年で廃校となるようなことがないよう地方公共団体に働きかけて参りたい。
7	各地方公共団体の固定資産台帳をデジタルデータで公表して欲しい。	総務省	固定資産台帳については、公表を前提として整備し、編集可能なデータ形式で公表するよう要請しており、各団体の固定資産台帳のリンク集を総務省HPにおいて公表している。 公表が進んでいない団体については、公表を引き続き促すこととしたい。

・根本委員提出資料について

No.	ご意見	担当省庁	担当省庁における対応案
1	<p>1 PFI方式導入による包括管理委託の推進について</p> <p>老朽化対策として、公共施設、土木インフラを問わず包括管理委託（法定点検・日常点検、小規模修繕、清掃等）が効果的であることは実証されつつあるが、現状、その期間は1～5年程度であるため、受託者が設備投資や人材育成を行い難い。</p> <p>そこで、PFI手法を用いれば長期契約が行いやすくなることから、自治体がPFI手法を活用して、上記諸業務等の包括的な管理委託を積極的に導入できるような環境整備をすべきである。その際、サービス対価の支払いについて、アベイラビリティペイメントなど維持管理の良しあしに応じて金額が変動するような手法も検討すべきである。なお、公共施設等運営権の範囲をサービス購入型に拡大する方法も考えられる。</p>	内閣府/ 関係省庁	<p>ご指摘を踏まえ、アクションプランの 3.（7）④を修正。（資料②-3 P19参照）</p>
2	<p>2 公共施設等運営権対象に建設（新增築）を含むことについて</p> <p>現行PFI法では、公共施設等運営事業の範囲から建築（新增築、更新）が除かれており、維持管理の範囲も不明確であるため、運営権者において運営事業の適切な実施に必要な建物の建築が行えない可能性がある。</p> <p>そこで、そのような疑義を解消するため、必要な場合は、建築を伴う事業に対しても公共施設等運営権を適用できることを明確にすべきである。</p>	内閣府	
3.(1)	<p>3 ファイナンスの選択肢の拡大について</p> <p>(1)SPCの株式の流動化の促進</p> <p>現行PFI法上、SPCの株式の譲渡を禁止する規定はないが、自治体がSPCの経営が適切になされなくなることを考慮して、その譲渡を認めない運用をしているようである。しかし、民間事業者にはSPCの株式を早期に譲渡して投資を回収し、新規のPFI事業に取組みたい企業や、SPCが連結決算となる場合本体の財務評価を下げてしまうことを懸念する企業もあることから、SPCの株式を譲渡できないことが、SPCへの出資のためらいにつながるなどの指摘もある。</p> <p>そこで、民間事業者が、公共施設の管理者等の理解を得ながら、SPCの株式を円滑に譲渡することができるように、SPCの株式の流動化の適切な仕組みを検討すべきである。</p>	内閣府/ 関係省庁	<p>ご指摘を踏まえ、アクションプランの 3.（7）⑤を追記。 （資料②-3 P19,20参照）</p>
3.(2)	<p>(2)地域の資金の活性化のためのセールアンドリースバック等の活用</p> <p>地域には活用されないままの資金が眠っており、その資金が活用できれば、超長期・低利の案件への活用も考えられる。</p> <p>そこで、例えば、地域に眠る資金を活用した地域リートを組成し、そのリートが公共施設等を取得し自治体にリースバックしたり、SPCの持分を取得したりするなどして、その利益を広く地域に還元するなど、地域の資金循環を生むような仕組みを検討すべきである。</p>	内閣府/ 関係省庁	
3.(3)	<p>(3)地域金融機関による地方創生SPCへの出資比率の上限規制（5%ルール）の見直し</p> <p>地域経済にとって発展性のあるSPCや、複数のSPCに出資する親SPCに対して、地域の企業による出資が不足するなどの場合に、地域金融機関が育成の観点から出資し、将来地域の担い手が育ったら売却できるようにするため、地域金融機関によるSPCへの出資比率の上限規制の見直しを検討すべきである。</p>	金融庁	<p>地域経済の活性化のために、地域金融機関が役割を果たすことは重要であることから、地域金融機関による地域経済の活性化のための支援を目的とする議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直しについて、地域金融機関の健全性の確保に留意しつつ検討を行う。</p>